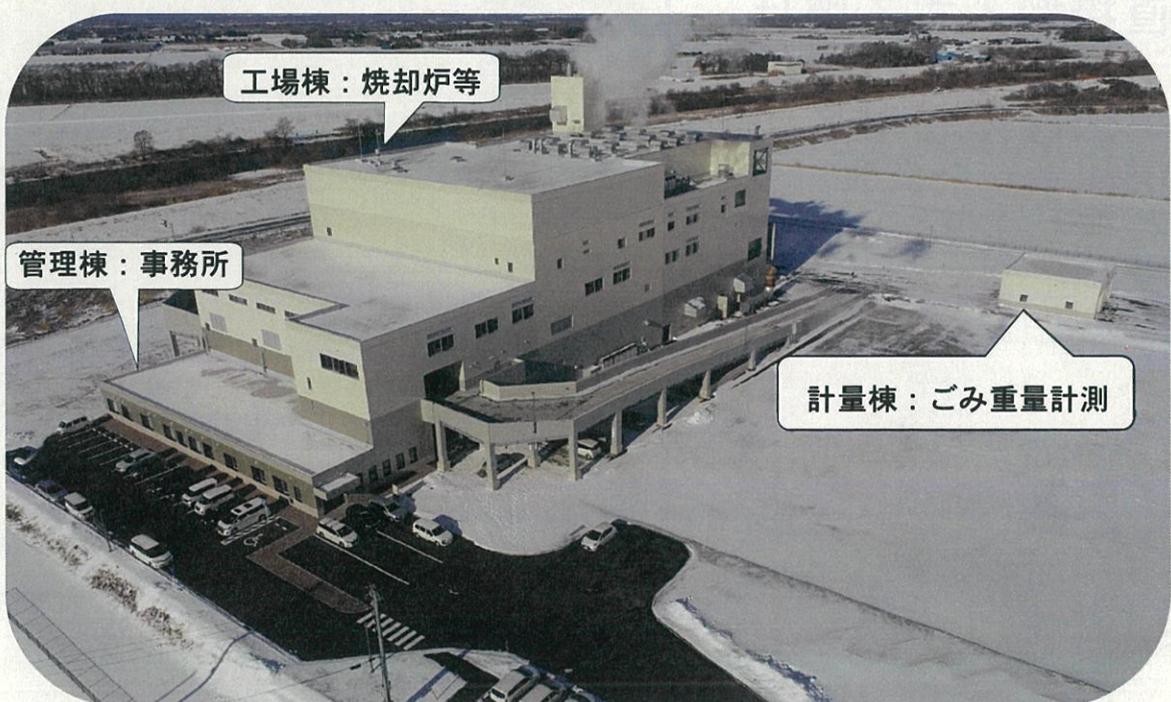


「道央廃棄物処理組合 焼却施設」の 供用開始について

市民環境部 環境センター

道央廃棄物処理組合焼却施設 全景



令和6年4月からごみの分別区分の一部が変更となります

令和6年4月から道央廃棄物処理組合焼却施設の供用開始に伴い「プラスチック類」や「皮革・ゴム製品」などが焼却可能となりますので、**ごみの分別区分が燃やせるごみに変更**となります

プラスチック類



おもちゃ類
(プラスチック製)



皮革・ゴム製品



乾燥剤・カイロ
脱臭剤等



アルミ箔
使い捨てアルミ容器等



※現在燃やせないごみ

令和6年4月から



燃やせるごみ



に変更となります

令和6年4月から焼却対象ごみを直接搬入する際は、千歳市根志越の道央廃棄物処理組合焼却施設へ変更となります。



※焼却対象ごみ以外のごみは、これまで同様、美々の「千歳市環境センター」での受け入れとなります。